平成２３年（フ）第５８号
秋田県大館市字中城６番地１
債務者　日沼　正美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６１号
秋田県大館市比内町片貝字伊勢堂東21番地176
債務者　羽澤真理子（旧姓貝森）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３４０号
茨城県那珂市菅谷4431番地４　川又住宅３号
債務者　三村　栄次
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５５号
茨城県ひたちなか市大字高場944番地　12番館102号
債務者　緒方圭一郎
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６２号
茨城県小美玉市西郷地1346番地248、旧住所水戸市平須町1822番地の399
債務者　篠原　義雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６３号
茨城県水戸市中丸町212番地の３　サンハイム102号
債務者　小林　直道
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６８号
茨城県水戸市元山町２丁目３番36―202号雨谷マンション
債務者　村井　宏蔵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５７号
神奈川県平塚市天沼７番43号
債務者　杉崎　　榮
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５８号
神奈川県平塚市田村８丁目20番29号
債務者　齊藤　正敏
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６１号
神奈川県平塚市東真土１丁目４番６―307号カサグランデ湘南
債務者　遠藤　智志
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６５号
神奈川県厚木市妻田東２丁目16番７号　シティハイムエコー102
債務者　久保　利枝（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９０号
神奈川県厚木市林１丁目10番21号　セジュール林101
債務者　髙杉裕美子（旧姓結城）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９号
富山県氷見市磯辺65番地、前住所富山県射水市小島3667番地　コーポ　ル・サーチ102
債務者　水谷　寿美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３２８号
京都府八幡市八幡御馬所８番地の11
債務者　福井　俊美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
京都市北区紫竹高縄町11番地２　コットンハウス301
債務者　井上こと　金　　栄子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１５号
京都府八幡市下奈良今里13番地の11　ツー・ツリー101
債務者　大山　聖作
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９１号
京都府木津川市加茂町北広１番地13　北団地220号
債務者　末原亜沙美（旧姓大藤）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係